

2 争議行為を伴う争議の状況

(1) 産業別の状況

令和7(2025)年の「争議行為を伴う争議」を産業別にみると、件数は「医療、福祉」44件が最も多く、次いで「製造業」及び「教育、学習支援業」8件、「運輸業、郵便業」6件であった。

行為参加人員は「医療、福祉」8,418人が最も多く、次いで「運輸業、郵便業」6,989人、「製造業」1,283人であった。

労働損失日数は「運輸業、郵便業」30,120日が最も多く、次いで「製造業」618日、「医療、福祉」419日であった。(第2表)

第2表 産業別争議行為を伴う争議の件数、行為参加人員及び労働損失日数

令和7(2025)年								
産 業 ¹⁾	争議行為を伴う争議 ²⁾			うち半日以上の同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	件 数	行為参加人員	労働損失日数	件 数	行為参加人員	労働損失日数	件 数	行為参加人員
	件	人	日	件	人	日	件	人
計	77 (76)	17,354 (8,982)	31,380 (2,501)	30 (27)	7,977 (935)	31,380 (2,501)	66 (58)	9,956 (8,042)
農業、林業、漁業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
鉱業、採石業、砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
製造業	8 (12)	1,283 (1,223)	618 (558)	4 (3)	513 (229)	618 (558)	7 (11)	1,250 (1,133)
電気・ガス・熱供給・水道業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
情報通信業	5 (10)	447 (726)	2 (52)	1 (2)	2 (52)	2 (52)	5 (9)	445 (720)
運輸業、郵便業	6 (11)	6,989 (498)	30,120 (1,277)	6 (7)	6,955 (226)	30,120 (1,277)	1 (3)	34 (29)
卸売業、小売業	- (1)	- (7)	- (49)	- (1)	- (7)	- (49)	- (-)	- (-)
金融業、保険業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
不動産業、物品賃貸業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
学術研究、専門・技術サービス業	1 (-)	1 (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (-)	1 (-)
宿泊業、飲食サービス業	2 (1)	24 (3)	- (8)	- (1)	- (3)	- (8)	2 (-)	24 (-)
生活関連サービス業、娯楽業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
教育、学習支援業	8 (5)	126 (65)	201 (146)	5 (3)	97 (45)	201 (146)	8 (4)	104 (40)
医療、福祉	44 (35)	8,418 (6,459)	419 (411)	12 (10)	390 (373)	419 (411)	40 (30)	8,052 (6,119)
複合サービス事業	1 (-)	55 (-)	16 (-)	1 (-)	16 (-)	16 (-)	1 (-)	39 (-)
サービス業（他に分類されないもの）	1 (1)	7 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	7 (1)
公務（他に分類されるものを除く）	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
分類不能の産業	1 (-)	4 (-)	4 (-)	1 (-)	4 (-)	4 (-)	- (-)	- (-)

注：（ ）内は、令和6(2024)年の数値である。

1) 産業は、労働争議を行った組合の組合員が雇用されている事業所又は企業の産業を示し、日本標準産業分類（令和5(2023)年7月改定）の大分類に基づき、その主要生産品名又は事業の内容により決定する。

「分類不能の産業」とは、1組合が複数企業の労働者で組織されており、それぞれの企業の主要生産品名又は事業の内容が異なる場合など、産業分類が特定できないものをいう。

2) 「争議行為を伴う争議」には、「同盟罷業」のほかに「作業所閉鎖」、「怠業」及び「その他」の形態を含む。

(2) 企業規模別（民営企業）の状況

令和7（2025）年の民営企業における「争議行為を伴う争議」をみると、争議行為を伴う争議のあった企業数[延べ数]は187企業、行為参加人員は17,354人、労働損失日数は31,380日であった。

企業規模別にみると、企業数[延べ数]は「1,000人以上」、行為参加人員及び労働損失日数は、複数企業を相手に交渉する「その他」で最も多くなっている。（第3表）

第3表 企業規模別（民営企業）争議行為を伴う争議の企業数、行為参加人員及び労働損失日数

令和7（2025）年

企業規模 ¹⁾	争議行為を伴う争議 ²⁾			うち半日以上の同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	企業数 ³⁾ [延べ数]	行為参加 人員	労働損失 日数	企業数 [延べ数]	行為参加 人員	労働損失 日数	企業数 [延べ数]	行為参加 人員
計	187 (179)	17,354 (8,982)	31,380 (2,501)	77 (61)	7,977 (935)	31,380 (2,501)	145 (138)	9,956 (8,042)
1,000人 以上	57 (42)	5,905 (2,825)	4,315 (1,472)	22 (16)	1,006 (354)	4,315 (1,472)	43 (30)	4,973 (2,499)
300～999人	44 (52)	1,492 (1,774)	343 (326)	19 (19)	323 (248)	343 (326)	36 (37)	1,419 (1,299)
100～299人	34 (40)	1,186 (1,313)	828 (566)	12 (12)	302 (196)	828 (566)	29 (32)	1,061 (1,237)
99人 以下	21 (19)	200 (235)	85 (76)	9 (8)	84 (76)	85 (76)	14 (15)	170 (207)
そ の 他	31 (26)	8,571 (2,835)	25,809 (61)	15 (6)	6,262 (61)	25,809 (61)	23 (24)	2,333 (2,800)

注： 1 組合が複数企業の労働者で組織されている合同労組については、1 合同労組を1 企業として計上し、企業規模別には、1 つの企業のみを相手に交渉をしている場合には、当該企業の企業規模により計上し、複数企業を相手に交渉をしている場合には、「その他」に計上している。

()内は、令和6（2024）年の数値である。

1) 企業規模は、企業の全常用労働者数による。

2) 「争議行為を伴う争議」には、「同盟罷業」のほかに「作業所閉鎖」、「怠業」及び「その他」の形態を含む。

3) 企業数[延べ数]は、労働争議を行った組合の組合員が雇用されている企業を集計したものである。

なお、1 件の争議でも複数企業に及ぶもの（企業外連合）は、争議の対象となったすべての企業について、企業規模別に計上し、1 企業において複数の争議があった場合は、争議ごとに計上して集計している。

(3) 主要団体別の状況

令和7（2025）年の「争議行為を伴う争議」について加盟している主要団体別に件数、行為参加人員、労働損失日数をみると、「連合」は8件、1,320人、5,731日、「全労連」は59件、10,139人、2,231日、「全労協」は1件、140人、0日であった（第4表）。

第4表 主要団体別争議行為を伴う争議の件数、行為参加人員及び労働損失日数

令和7（2025）年

主要団体	争議行為を伴う争議 ³⁾			うち半日以上の同盟罷業			うち半日未満の同盟罷業	
	件 数	行為参加 人員	労働損失 日数	件 数	行為参加 人員	労働損失 日数	件 数	行為参加 人員
計 ¹⁾	77 (76)	17,354 (8,982)	31,380 (2,501)	30 (27)	7,977 (935)	31,380 (2,501)	66 (58)	9,956 (8,042)
連 合	8 (8)	1,320 (264)	5,731 (174)	6 (4)	1,203 (73)	5,731 (174)	7 (6)	192 (211)
全 労 連	59 (51)	10,139 (7,956)	2,231 (1,040)	17 (16)	1,149 (668)	2,231 (1,040)	53 (44)	9,487 (7,506)
全 労 協	1 (3)	140 (9)	- (49)	- (1)	- (7)	- (49)	1 (2)	140 (2)
そ の 他 ²⁾	9 (15)	5,755 (754)	23,418 (1,238)	7 (6)	5,625 (187)	23,418 (1,238)	5 (7)	137 (324)

注： ()内は、令和6（2024）年の数値である。

1) 複数の団体に重複加盟している労働組合があるため、件数、行為参加人員、労働損失日数の計とそれぞれの加盟主要団体の数値の合計とは必ずしも一致しない。

2) 「その他」とは、連合、全労連及び全労協に加盟していない労働組合をいう。

3) 「争議行為を伴う争議」には、「同盟罷業」のほかに「作業所閉鎖」、「怠業」及び「その他」の形態を含む。